

広島県立海田高等学校全日制課程いじめ防止等委員会設置運営要項

(設置)

第一条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）の趣旨に沿い、広島県立海田高等学校全日制課程（以下「本校」という。）に、本校いじめ防止等委員会（以下「いじめ防止等委員会」という。）を設置する。

(目的)

第二条 いじめ防止等委員会は、本校におけるいじめの防止等の対策のための組織であり、本校におけるいじめに関する状況把握、分析、未然防止及び再発防止等に取り組むことにより、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うことを目的とする。

(組織)

第三条 いじめ防止等委員会は、校長、教頭、事務長、生徒指導主事、保健主事及び養護教諭で組織する。

2 校長は必要に応じ、関係担任、心理、福祉等の専門家又はその他の関係者を委員に加えることができる。

(取組内容)

第四条 いじめ防止等委員会は、次に掲げる事項について必要な措置を講ずる。

- 一 いじめの未然防止の体制整備
- 二 いじめの状況把握及び分析
- 三 いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- 四 いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- 五 いじめを行った生徒に対する指導
- 六 いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- 七 専門的な知識を有する者等との連携等
- 八 その他いじめの防止に係ること

(会議)

第五条 いじめ防止等委員会は、校長が招集し主宰する。

(その他)

第六条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成 25 年 8 月 28 日から施行する。